長期優良住宅等認定に係る手数料（新築）

令和4年2月20日以降

|  |  |
| --- | --- |
| 事務の区分 | 金額 |
| ア　確認書又は住宅性能評価書の添付がない計画の認定又は変更認定 | イ　確認書又は住宅性能評価書の添付がある計画の認定又は変更認定 |
| 一戸建ての住宅 | １件につき49,000円 | １件につき11,000円 |
| 一戸建て以外の住宅 | 床面積が500平方メートル以下のもの | １件につき99,000円 | １件につき21,000円 |
| 床面積が500平方メートル超1,000平方メートル以下のもの | １件につき159,000円 | １件につき34,000円 |
| 床面積が1,000平方メートル超3,000平方メートル以下のもの | １件につき314,000円 | １件につき57,000円 |
| 床面積が3,000平方メートル超5,000平方メートル以下のもの | １件につき563,000円 | １件につき91,000円 |
| 床面積が5,000平方メートル超10,000平方メートル以下のもの | １件につき968,000円 | １件につき139,000円 |
| 床面積が10,000平方メートル超20,000平方メートル以下のもの | １件につき1,791,000円 | １件につき237,000円 |
| 床面積が20,000平方メートル超30,000平方メートル以下のもの | １件につき2,559,000円 | １件につき300,000円 |
| 床面積が30,000平方メートル超のもの | １件につき3,135,000円 | １件につき340,000円 |
| エ　ア、イ又はウの申請に併せて建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係の規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があったもの | ア、イ又はウに定める額に、鳥取県建築基準法施行条例で定める金額に相当する額を加算した額 |
| オ　住宅の譲受人を決定した場合における計画の変更の認定 | １件につき3,000円 |
| カ　計画の認定を受けた地位の承継の承認 | １件につき3,000円 |